

## 第8期流山市高齢者支援計画（素案） に係るパブリックコメント手続実施要領

### 1 件名

第8期流山市高齢者支援計画(素案)についての意見等の募集

### 2 目的

この要領は、第8期流山市高齢者支援計画を策定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

### 3 趣旨

「流山市高齢者支援計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

平成30年3月に策定した現計画(第7期計画)が令和2年度で終了することから、次期計画として、計画期間を令和3年度から令和5年度までの3か年とする「第8期流山市高齢者支援計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」を策定します。

### 4 計画の概要

「第1編:総論」では、流山市の高齢者を取り巻く現状と課題等を分析するとともに、第8期計画の考え方を整理して記載しています。

「第2編:各論」では、前編で整理した考え方にに基づき、第8期計画における具体的な取り組み内容を位置付けるとともに、介護保険事業のサービス量の見込みと介護保険料の設定を示しています。

### 5 計画(案)

資料「流山市第8期高齢者支援計画(素案)」及び「同計画(素案)【概要版】」のとおり

## 6 計画(案)の公表方法

### (1)閲覧場所

- ア 社会福祉課・高齢者支援課・介護支援課(市役所第2庁舎1階)
- イ 情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)
- ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)、生涯学習センター(流山エルズ)、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部

### (2)市ホームページ

## 7 意見を提出できる者

- (1)市内に住所を有する者
- (2)市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)市内に存する学校に在学する者

## 8 意見の募集期間

令和2年11月19日(木)～令和2年12月18日(金)【必着】

## 9 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に住所・氏名・連絡先を明記し、下記の提出先に、郵送・ファクシミリ・電子メール・書面を持参のいずれかの方法で提出してください。

## 10 その他

- (1)意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
- (2)電話・口頭などによる「9 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として取り扱いません。

## 11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市健康福祉部社会福祉課健康福祉政策室(市役所第2庁舎1階)  
電話:04-7150-6079  
FAX:04-7158-2727  
電子メール:hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp